

加東市要保護児童対策地域協議会を設置

児童虐待の早期発見や早期対応、虐待を受けた児童の保護などに適切な対応を行うため、平成16年10月に「児童福祉法」と「児童虐待防止法」の一部が改正されました。

児童福祉法の改正	○市は、虐待を含めた子どもに関する相談の第一義的な窓口となる。 ○市は、要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会を設置することができる。
児童虐待防止法の改正	○虐待の通告先として市が追加される。

加東市においても、行政等関係機関が連携し、虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障がいを持つ児童などの要保護児童を早期発見・早期対応することを目的とし、平成18年11月、「加東市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

協議会では、関係機関が子どもや家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで要保護児童の支援内容を協議します。

■構成機関

- ・神戸地方法務局社支局
- ・兵庫県中央こども家庭センター
- ・兵庫県北播磨県民局加東健康福祉事務所
- ・兵庫県加東警察署
- ・小野市・加東市医師会
- ・兵庫県保育協会加東支部
- ・加東市社会福祉協議会
- ・社人権擁護委員協議会加東部会
- ・加東市民生児童委員連合会
- ・加東市市民生活部
- ・加東市教育委員会
- ・加東市福祉部
- ・北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園

市民の皆さまへのお願い

身の回りで気になる子どもがいたり、育児ストレスにより子育てに不安や孤立感を抱いている方はまずご相談ください。早期の連絡が深刻な虐待被害の未然防止につながります。子どもに対する虐待は、子どもの心身の成長に大きな影響を与えるとともに、次世代に引き継がれる恐れがあり、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

◆通告は国民の義務です

「児童福祉法第25条及び児童虐待防止法第6条」により、児童虐待を発見した場合、速やかに通告（相談）してください。

◆通告（相談）者の秘密は守られます。（匿名でも結構です。）

「児童虐待防止法第7条」により、通告者の秘密は守られます。
子どもの安全を最優先に考えて、ためらわずに通告（相談）してください。

◆虐待の種類

【身体的虐待】

児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えること

（例）首を絞める、殴る・蹴る、熱湯をかける、たばこの火を押しつける、戸外に閉め出すなど生命・健康に危険のある行為

【性的虐待】

児童にわいせつな行為をすること、させること

（例）性的行為の強要・教唆、ポルノグラフィーの被写体にするなどの行為

【ネグレクト（養育の拒否・怠慢）】

著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ること

（例）病気になっても病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する、適切な食事を与えない、極端に不潔な環境の中で生活させる、登校させないなど保護者の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為

※保護者以外の同居人による身体的・性的・心理的虐待と同様の行為を保護者が放置することもあります。

【心理的虐待】

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

（例）子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、他の兄弟とは著しく差別的な扱いをするなど心理的外傷を与える行為

子どもの目の前での配偶者に対する暴力（DV）も含まれます。

相談・通告先

- | | |
|-----------------|------------------------------|
| ・加東市家庭児童相談室 | 電話 0795-43-0441 |
| ・兵庫県中央こども家庭センター | 電話 078-923-9966 |
| | 電話 078-921-9119（24 時間ホットライン） |

お問い合わせ先

福祉部子育て支援課（家庭児童相談室）

電話 0795-43-0441

